

## 平成23年度上半期 保険金等のお支払い状況

平成23年度上半期における保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

### 1. 平成23年度上半期 保険金等のお支払状況について

#### 保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	0	—	0	—	0	0	5	2	0	0	7	7
重大事由による解除	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
免責事由に該当	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
支払事由に非該当	0	—	0	—	0	0	5	9	0	0	14	14
その他	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	0	—	0	—	0	0	10	11	0	0	21	21
お支払件数合計	1	—	0	—	1	0	184	87	0	1	272	273

注1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

注2) 平成23年9月末現在、商品取扱いがない保険金・給付金種類については、「—」を表示しております。

注3) 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

## 2. 保険金等のお支払い契約・お支払非該当契約の具体的事例について（平成23年度上半期）

### 【お支払い・お支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払	先進医療給付金	白内障で、先進医療の「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」を受けられたお客さまです。先進医療の技術料は全額お客さまの自己負担でしたが、ご契約に先進医療特約が付保されていたため、先進医療給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。
支払	死亡保険金	一時払がん医療終身保険にご加入のお客さまです。悪性リンパ種を原因として肺炎でお亡くなりになりましたが、一時払がん医療終身保険に死亡保障があるため、死亡保険金をお支払いいたしました。
支払事由に非該当	入院給付金 入院時手術給付金	形成不全性股関節症で入院され、左寛骨臼移動術、骨移植術を受けられたお客さまです。保障が始まる責任開始日より前に発生した疾病を原因とする入院・手術であったため、入院給付金と入院時手術給付金をお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	入院時手術給付金	大腸憩室出血で入院され、退院後外来で大腸ポリープ切除術を受けられたお客さまです。入院給付金についてはお支払いいたしました。約款上、入院時手術給付金は入院中に受けた手術についてお支払いする旨定められているため、入院時手術給付金をお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	入院時手術給付金	外来で大腸ポリープ切除術を受けられたお客さまです。約款上、入院時手術給付金は入院中に受けた手術についてお支払いする旨定められているため、入院時手術給付金をお支払いできませんでした。

事由	種類	事案概要
告知義務違反による解除	入院給付金	糖尿病により入院を受けられたお客さまです。告知日前の健康診断にて糖代謝異常、要精密検査の指摘を受けていることが判明しましたが、ご契約当時告知をいただいておりますませんでした。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、告知義務違反原因での入院であったため、入院給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反による解除	入院給付金 入院時手術給付金 女性疾病入院給付金	卵巣腫瘍により入院、手術を受けられたお客さまです。告知日前の病院受診にて卵巣腫瘍の指摘、手術が必要である指摘を受けていることが判明しましたが、ご契約当時告知をいただいておりますませんでした。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、告知義務違反原因での入院、手術であったため、入院給付金、入院時手術給付金、女性疾病入院給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反による解除	入院給付金	慢性肝炎により入院を受けられたお客さまです。告知日前に肝炎での入院を行っていたことが判明しましたが、ご契約当時告知をいただいておりますませんでした。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、告知義務違反原因での入院であったため、入院給付金をお支払いできませんでした。

### 3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

#### 【平成23年度上半期「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	0件	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上